
プロジェクト **譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化**
項目 **第 248 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 248 回金融商品専門委員会（2026 年 1 月 15 日開催）において、「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の改正案（以下「金融商品会計基準案」という。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の改正案（以下「金融商品実務指針案」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 「特別目的会社に対する投資者又は融資者」という表現について違和感等はなく、提案された文案に賛同する。
3. 金融商品会計基準案第 58-3 項なお書きの事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入れを行う場合における特別目的会社に対する融資者は、一時的な資金提供を行う者であることから、金融商品会計基準（注 4）における特別目的会社に対する融資者には該当しないという点は、実務上、重要であると考え。この点について、金融商品実務指針の方が利用される頻度が高い可能性があるため、金融商品実務指針にも同様の記載をする、又は当該なお書きへの参照を記載するのが良いと考える。さらに、企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」においても、同内容を記載した方がよいと考える。
4. 本プロジェクトは、会計基準の改正を行うことを踏まえ、適用時期及び経過措置の検討を行うという理解でよいか確認したい。

以 上